

音更町中小企業者等チャレンジ補助金

町内の中小企業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え事業継続に向けて実施する新たな取組や、感染症予防対策に必要な経費の一部を補助します。

1 事業者 最大 30 万円（対象経費の 3 / 4 以内）

※対象経費は税抜 千円未満切捨 1 事業者 1 回限りの申請

対象者 以下をすべて満たす方

- 町内に独立した店舗等の事業所を有し事業を営んでいる中小企業者等（法人・個人）
または
町内に住所（法人は登記上の本店、個人は住民票）を有し町外の独立した店舗等の事業所で事業を営んでいる中小企業者等（法人・個人）
- 北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、事業を継続する意思があること
- 町税等に滞納がないこと

※農林業者や、中小企業基本法上の「会社」に該当しない社会福祉法人、医療法人、NPO法人、財団法人、学校法人、組合等は対象外です。その他、補助金の趣旨等を踏まえ町長が適当でない判断するものも対象外となります。

対象経費

※令和3年4月1日から12月31日の間に購入・設置・支払いが完了したものが対象

《新規取組支援》

・新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、売上確保、販路拡大等につながる新たなサービス等の導入にかかる費用（消耗品費、印刷製本費、委託料、設置工事費、広告宣伝費、備品購入費、店舗等改修工事費、その他町長が必要と認めるもの）

例) 飲食店が新たにテイクアウトやデリバリーを始めるための店舗改修、備品購入、広告宣伝等の費用

《感染症予防対策支援》

・新型コロナウイルス感染症の予防対策につながる設備等の導入に係る費用（設置工事費、備品購入費、店舗等改修工事費、その他町長が必要と認めるもの）

例) 換気扇の新設、キャッシュレス決済の導入、アクリル板やパーテーション等の設置に係る費用

※対象経費・対象外経費の詳細は別紙【対象経費例】でご確認ください。

※事業着手前に対象となる事業や経費などについて事前相談をお願いします。

申請期間

令和3年5月10日（月）～令和4年1月31日（月）

申請方法

- ・感染症の拡大防止のため、郵送での申請にご協力願います。
- ・事前に電話等で事前相談をお願いします。

■事前相談や申請書類の提出先

〒080-0101 音更町大通6丁目6

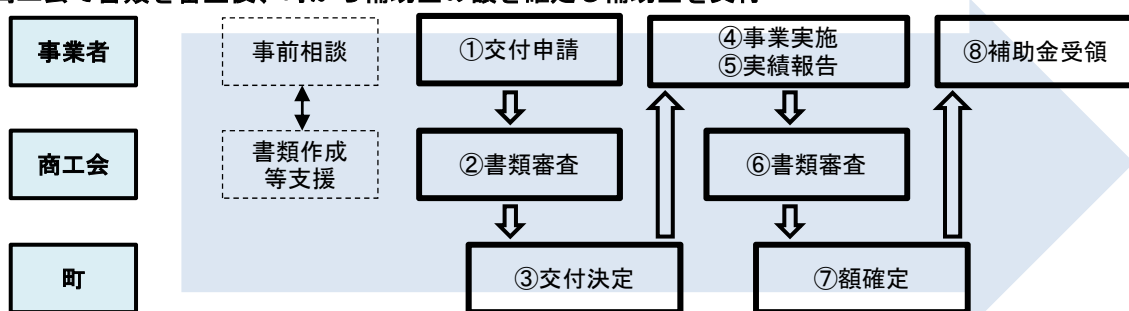
音更町商工会 0155-42-2246 【平日8:45～17:30】

補助金の申請方法 ※必要な書類等が準備できない場合は申請できません

【事業実施前に申請する場合】

- (1) 次の書類を商工会に提出
 - ①申請書（第1号様式）
 - ②誓約書兼同意書（第2号様式）
 - ③対象経費の内容・金額等が確認できるカタログ、見積書、契約書等
 - ④営業の実態が確認できるもの（※商工会会員の場合は不要）
確定申告書第一表、各種営業許可証、開業届の写しなど
- (2) 商工会で書類を審査後、町から補助金交付の決定可否を申請者に通知
- (3) 決定通知受領後、事業実施
- (4) 事業終了後30日以内に次の書類を商工会に提出
 - ①実績報告書（第5号様式）
 - ②対象経費の支払い状況が確認できる請求書、領収書等
 - ③店舗改修や備品設置の状況が確認できる写真等
 - ④振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
- (5) 商工会で書類を審査後、町から補助金の額を確定し補助金を交付

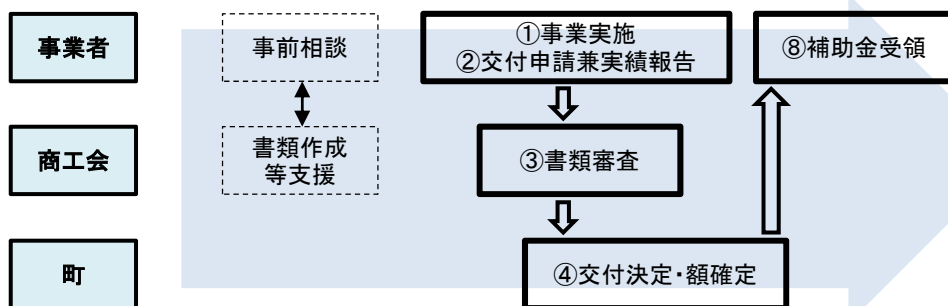
申請書の様式は
音更町のホームページから
ダウンロードしてください。



【事業実施後に申請する場合】

※経費の内容により対象とならない場合がありますので、必ず事前相談をお願いします

- (1) 次の書類を商工会に提出
 - ①申請書兼実績報告書（第7号様式）
 - ②誓約書兼同意書（第2号様式）
 - ③対象経費の内容・金額等が確認できるカタログ、見積書、契約書等
 - ④対象経費の支払い状況が確認できる請求書、領収書等
 - ⑤店舗改修や備品設置の状況が確認できる写真等
 - ⑥振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
 - ⑦営業の実態が確認できるもの（※商工会会員の場合は不要）
確定申告書第一表、各種営業許可証、開業届の写しなど
- (2) 商工会で書類を審査後、町から補助金の交付決定可否および額を申請者に通知し補助金を交付



【共通留意事項】領収書等の宛名は申請書に記載の申請者と同一のもの

■事前相談や申請書類の提出先

〒080-0101 音更町大通6丁目6

音更町商工会 0155-42-2246 【平日8:45~17:30】

音更町中小企業者等チャレンジ支援金 対象経費例

【対象となるものの例】 ※いずれも必要な書類等を正確・確実に用意できるものに限る

《新規取組支援》

■新たなサービス等の導入にかかる費用の例

- ・飲食店が新たにテイクアウトやデリバリーを始めるための店舗改修、備品購入、広告宣伝等の費用
- ・対面販売のみだった物販店が新たに通販サイトを立ち上げるための費用
- ・塾や各種教室等のオンライン対応に要する費用

■すでに取り組んでいる上記取組の広告宣伝費用等

- ・ホームページの開設・充実強化に要する費用
- ・チラシ、DM、カタログ等の作成及び発送等の費用
- ・新聞、雑誌、インターネット等への広告掲載等の費用

《感染症予防対策支援》 ※不特定多数の人が利用するスペースに導入するものに限る

- ・キャッシュレス決済、セルフレジ、セルフオーダーシステム、券売機の新規導入
- ・客席の間隔を空けるための店舗改修
- ・窓の増設や拡大、固定窓から開閉窓への改修、網戸の新設
- ・換気扇の新設・機能向上の改修、換気機能または空気清浄機能付きエアコンの新設
- ・自動ドアの新設、トイレ等の人感センサー付き照明器具設置
- ・手洗い場の新設、自動水栓への改修
- ・アクリル板、パーテーション、ビニールシートの設置
- ・自動手指消毒器、非接触型体温計、体温検知カメラ、サーモグラフィーの設置
- ・空気清浄機、オゾン発生器等（ウイルス除去・抑制機能が搭載されたもの）の設置

※例示している事業がすべて必ず対象となるわけではありません。また、例示されていなくても条件を満たせば対象となる場合があります。

※対象経費に対して他の補助金等をすでに受けている場合には、補助金等を差し引いた額を対象経費として申請してください。

【対象とならないものの例】

《新規取組支援》

- ・既存の取組や通常の販促活動と明確に区分できない費用

《感染症予防対策支援》

- ・マスク、フェイスシールド、消毒液、手袋等の消耗品
- ・自宅兼店舗（事務所）に実施するもの
（※自宅と事業用のスペースが明確に区分されている場合に限り、事業に使用する部分のみ対象）
- ・従業員の利便性向上等のために導入されるもの
- ・不特定多数の人の感染防止対策に直接つながらないと考えられるもの

《共通事項》

- ・店舗等の一般的な改修や既存機器の修繕
- ・人件費、家賃、光熱水費、通信費などの固定的経費
- ・汎用性の高い車両、バイク等
- ・自社内の取引によるもの
- ・リース商品
- ・客観的に新型コロナウイルス感染症に対応するための取組と判断できないもの
- ・その他町長が不相当と認めるもの

※補助事業により取得した財産について、耐用年数が経過するまでの間に補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付等をした場合、補助金返還の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

■事前相談や申請書類の提出先

〒080-0101 音更町大通6丁目6

音更町商工会 0155-42-2246 【平日8:45~17:30】